

〔参照法令〕

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）

（目的）

第 1 条 この法律は、善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風俗営業及び性風俗関連特殊営業等について、営業時間、営業区域等を制限し、及び年少者をこれらの営業所に立ち入らせること等を規制するとともに、風俗営業の健全化に資するため、その業務の適正化を促進する等の措置を講ずることを目的とする。

（用語の意義）

第 2 条① この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

- 一 キャバレー、待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業
- 二 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計った営業所内の照度を 10 ルクス以下として営むもの（前号に該当する営業として営むものを除く。）
- 三 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが 5 平方メートル以下である客席を設けて営むもの
- 四 まあじゃん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業
- 五 スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの（国家公安委員会規則で定めるものに限り。）を備える店舗その他これに類する区画された施設（旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。）において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業（前号に該当する営業を除く。）

② この法律において「風俗営業者」とは、次条第 1 項の許可又は第 7 条第 1 項、第 7 条の 2 第 1 項若しくは第 7 条の 3 第 1 項の承認を受けて風俗営業を営む者をいう。

③～⑬ （略）

（営業の許可）

第 3 条① 風俗営業を営もうとする者は、風俗営業の種別（前条第 1 項各号に規定する風俗営業の種別をいう。以下同じ。）に応じて、営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の許可を受けなければならない。

② 公安委員会は、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、前項の許可に条件を付し、及びこれを変更することができる。

（許可の基準）

第 4 条① 公安委員会は、前条第 1 項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 1 年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は次に掲げる罪を犯して 1 年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者
- イ 第 49 条又は第 50 条第 1 項の罪
- ロ～ヌ (略)
- ル 出入国管理及び難民認定法 (昭和 26 年政令第 319 号) 第 73 条の 2 第 1 項の罪
- ヲ～ワ (略)

三～五 (略)

六 第 26 条第 1 項の規定により風俗営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して 5 年を経過しない者 (当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日前 60 日以内に当該法人の役員 (業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この項において同じ。) であった者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。)

七～十 (略)

十一 法人でその役員のうち第 1 号から第 9 号までのいずれかに該当する者があるもの

② 公安委員会は、前条第 1 項の許可の申請に係る営業所につき次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、許可をしてはならない。(以下略)

③～④ (略)

(許可の手續及び許可証)

第 5 条① 第 3 条第 1 項の許可を受けようとする者は、公安委員会に、次の事項を記載した許可申請書を提出しなければならない。この場合において、当該許可申請書には、営業の方法を記載した書類その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 営業所の名称及び所在地
- 三 風俗営業の種別
- 四 営業所の構造及び設備の概要
- 五 第 24 条第 1 項の管理者の氏名及び住所
- 六 法人にあっては、その役員の名及び住所

②～④ (略)

(許可の取消し)

第 8 条 公安委員会は、第 3 条第 1 項の許可を受けた者（第 7 条第 1 項、第 7 条の 2 第 1 項又は前条第 1 項の承認を受けた者を含む。第 11 条において同じ。）について、次の各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、その許可を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により当該許可又は承認を受けたこと。
- 二 第 4 条第 1 項各号に掲げる者のいずれかに該当していること。
- 三 正当な事由がないのに、当該許可を受けてから 6 月以内に営業を開始せず、又は引き続き 6 月以上営業を休止し、現に営業を営んでいないこと。
- 四 3 月以上所在不明であること。

(名義貸しの禁止)

第 11 条 第 3 条第 1 項の許可を受けた者は、自己の名義をもって、他人に風俗営業を営ませてはならない。

(指示)

第 25 条 公安委員会は、風俗営業者又はその代理人等が、当該営業に関し、法令又はこの法律に基づく条例の規定に違反した場合において、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該風俗営業者に対し、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な指示をすることができる。

(営業の停止等)

第 26 条① 公安委員会は、風俗営業者若しくはその代理人等が当該営業に関し法令若しくはこの法律に基づく条例の規定に違反した場合において著しく善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認めるとき、又は風俗営業者がこの法律に基づく処分若しくは第 3 条第 2 項の規定に基づき付された条件に違反したときは、当該風俗営業者に対し、当該風俗営業の許可を取り消し、又は 6 月を超えない範囲内で期間を定めて当該風俗営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

② (略)

(罰則)

第 49 条 次の各号のいずれかに該当する者は、2 年以下の懲役若しくは 200 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第 3 条第 1 項の規定に違反して同項の許可を受けずに風俗営業を営んだ者
- 二 偽りその他不正の手段により第 3 条第 1 項……又は第 7 条第 1 項、第 7 条の 2 第 1 項若しくは第 7 条の 3 第 1 項 (……) の承認を受けた者
- 三 第 11 条 (……) の規定に違反した者
- 四 第 26 条……の規定による公安委員会の処分に違反した者
- 五～七 (略)

○出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）

第 73 条の 2① 次の各号のいずれかに該当する者は、3 年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせた者
- 二 外国人に不法就労活動をさせるためにこれを自己の支配下に置いた者
- 三 業として、外国人に不法就労活動をさせる行為又は前号の行為に関しあつせんした者

② (略)

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく営業停止命令等の基準（警察庁が公表しているモデル処分基準）

(指示処分との関係)

2 風俗営業業者……に対する取消し、営業停止命令（……）……は、それぞれ当該処分を行うべき事由（以下「処分事由」という。）について指示処分を行い、当該指示処分に違反した場合に行うことを通常とする。ただし、法に基づく処分又は法第 3 条第 2 項の規定に基づき付された条件に違反した場合のほか、次のような場合は、指示処分を行わずに、直ちに取消し、営業停止命令又は営業廃止命令を行っても差し支えない。

- (1) 同種の処分事由に当たる法令違反行為であつて悪質なもの（法に掲げる罪に当たる違法な行為及び政令で定める重大な不正行為を含む。）を短期間に繰り返し、又は指導や警告を無視する等指示処分によっては自主的に法令を遵守する見込みがないと認められる場合
- (2) 指示処分の期間中に、当該指示処分には違反していないが、当該指示処分の処分事由に係る法令違反行為と同種の法令違反行為を行った場合
- (3) 罰則の適用がある法令違反行為によって検挙された場合（起訴相当として送致した場合に限る。）
- (4) 短期 20 日以上を量定に相当する処分事由（法に基づく条例の違反に係る処分事由であつて各都道府県において短期 20 日以上を量定が定められているものを含む。）に当たる法令違反行為が行われた場合
- (5) (1)から(4)までに掲げる場合のほか、法令違反行為の態様が悪質で、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがある重大な結果が生じた場合

(量定)

3 取消し又は営業停止命令（……）の量定（以下単に「量定」という。）の区分は、次のとおりとし、各処分事由に係る量定は、別表に定めるところによるものとする。

- (1) 風俗営業……

A 風俗営業にあっては取消し。(以下略)

B～H (略)

(2) (略)

(情状による軽減)

- 6 取消しを行うべき事案につき情状により特に処分を軽減すべき事由があるときは、取消しに替えて営業停止命令を行うことができるものとする。この場合において、その量定は、2 月以上 6 月以下の営業停止命令とする。

別表

処分事由	関係条項	量定
1 風俗営業者に対する許可の取消し又は営業停止命令 (法第 26 条第 1 項) 〈法若しくは法に基づく命令又は法に基づく条例の規定に違反する行為〉 略 (15) 名義貸し禁止違反 略	第 11 条, 第 49 条 3 号	A

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 8 条に基づく風俗営業の許可の取消しの基準 (警察庁が公表しているモデル処分基準)

風俗営業等適正化法第 8 条各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、以下のよう
に、速やかに是正, 回復等することができ, かつ, 現に是正, 回復しようとしている場合
等で悪意がない又はごく軽微な場合を除き, 風俗営業の許可 (承認) を取り消すこととす
る。

- ・ 第 4 条第 1 項第 9 号に該当することとなった場合で, 事実判明後, 法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。